

関信用金庫と連携し、高齢者の見守り体制を強化 「高齢者等見守り活動に関する協定」を締結

市では、高齢者の見守り体制を強化するため、平成25年4月24日（水）に関信用金庫（理事長 中島住雄、業務部長 河村充浩）と「高齢者等見守り活動に関する協定」の締結と覚書を交換します。

この協定は、関信用金庫から高齢者の方が安心して暮らせる地域づくりに貢献したいとの申し入れを受けたことによるものです。

関信用金庫に預金口座がある方のうち、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などの支援を必要とする者を対象に、日常の集金業務など個別訪問の折り、郵便物や新聞がたまっているなどの異変があれば、関信用金庫が市に連絡をするという活動を通じて、双方が連携し速やかな対応を図ります。

現在、高齢者の見守り活動として、社会福祉協議会による民生委員・福祉委員の見守り活動のほか、配食サービス時の安否確認、緊急通報装置の貸与などを行っていますが、地域で活動する団体との新たな連携で、ますます見守りの目が強化されます。

協定を締結した事業所に対しては、職員研修として全職員を対象に「認知症サポーター養成講座」を受けてもらう予定です。

1. 協定日時

- ・実施日時 平成25年4月24日（水）午前10時30分より
記者会見内
- ・場 所 関市役所3階・庁議室

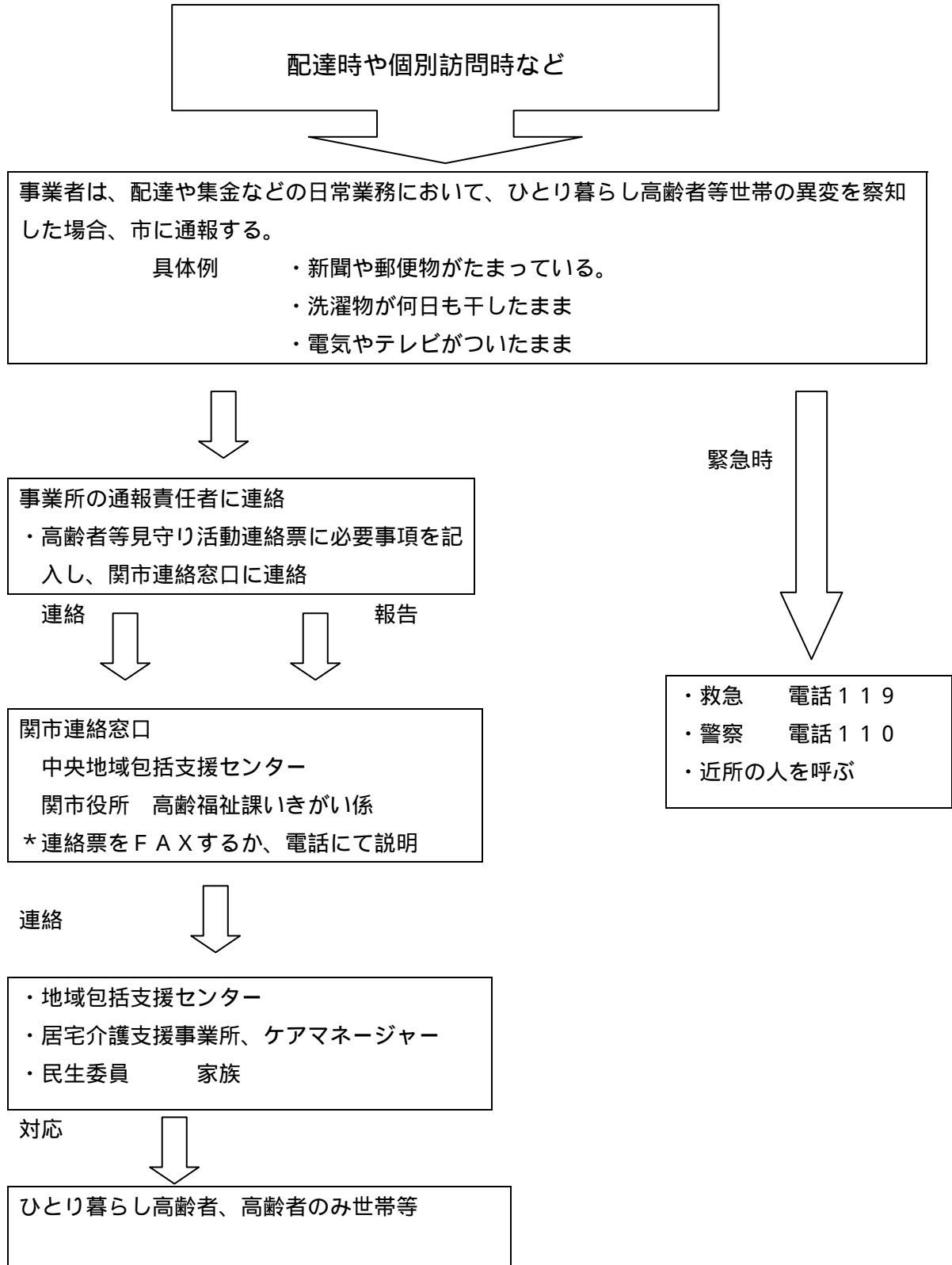
2. 内 容

関信用金庫の職員が業務中、高齢者等対象世帯の日常生活で何らかの異変を察知した場合、緊急時を除き、関市中央包括支援センター（高齢福祉課）に連絡し、連携を図るものです。（高齢者等見守り活動に関する協定及び同覚書、基本フロー図）

3. お問い合わせ先

関市福祉部高齢福祉課いきがい係
（担当 高齢福祉課 23 - 7730 中央包括支援センター25 - 2988）

高齢者見守り活動 基本フロー図



見守りネットワークについて

市としての進め方

1. 今後の取り組みとして、見守り活動に協力してもらえる事業所に対して、協議が整えば、随時協定書・覚書を締結していく。(随時)

今後、連携が想定される事業所としては、

- ・金融機関(郵便局、JAめぐみの)
- ・新聞配達所、中部電力、ガス会社、生活協同組合、関市水道部
- ・交通機関(タクシー会社、バス会社、長良川鉄道)
- ・給食弁当配達業者
- ・その他(本町商店街、飲食店、マーゴ、ピアゴ、パロー)

2. 協定を交わした事業所で、横の連携を図るために年度末を目途に協議会を立ち上げて、年に1回は総会等を開催して支援内容の検証・検討を行っていく。
3. 協定書を交わした事業所の従業員の資質向上のため、「認知症サポーター養成講座」を受講していただく。
「認知症サポーター養成講座」の実施の方法
 - ・地域包括支援センターで実施
 - ・キャラバンメイトに実施協力を得る。
 - ・人形劇など前座として実施してもらい、サポーターの活用をする。
4. 認知症養成講座を受講した事業所に対して、協力機関としてのPRを実施する。
 - ・個人へのオレンジリングの配布
 - ・市の広報、ホームページを使ったPR
 - ・店舗独自のPR「弊社は認知症サポーター講座修了事業所です。」